



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 27 日 (金)
号外第 86 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (409) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第409号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成19年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）を当該移動表細目に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
略				略			
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	年1.25パーセント			(5) 規則別表第5号に掲げる資金	年1.25パーセント	<u>年1.25パーセント</u>	<u>年0.4パーセント</u>
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	年1.25パーセント			(6) 規則別表第6号に掲げる資金			
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略			(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略		
(8) 規則別表第8号に掲げる資金	略			(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略		